



夏休みは自由な時間が増えて楽しい一方で、
さまざまな誘惑に引き込まれる危険性があります。

「地域の子どもは地域ぐるみで守り育てる」を合言葉に、
地域ぐるみで子どもの安全を守りましょう。

地域の子どもは地域ぐるみで守り育てる

～7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間～

明日を担う青少年が、社会性や自立性を身につけ、心豊かにたくましく成長していくことは、すべての市民の願いです。しかし、家庭や学校、地域社会など、子どもを取り巻くさまざまな環境の中で、小さなきっかけで非行に走ったり、犯罪の被害に遭ったりすることが少なくありません。

国は、7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定めており、期間中は全国的な運動が展開されます。本市でも、青少年が非行に走ることなく健やかに成長できるよう、家庭・学校・地域・行政・企業が一体となって青少年の非行・被害防止に取り組みます。市民のみならずのご協力をお願いします。

青少年の健全育成に向けた活動

●青色パトカーによる巡回活動（通年）

青少年対策室、青パトいかり隊、警友会による
児童生徒の下校時見守りパトロール

●夜間街頭補導パトロール（通年）

田川警察署少年補導員による
後藤寺・伊田方面の巡回パトロール

●青少年の非行・被害防止キャンペーン（7月）

田川市まちぐるみ子ども安全連絡会議による啓発活動



青パト貸出

地域の自主防犯活動に対し、青色パトカーを貸し出しています。燃料費や車両保険などの負担はありません。貸し出しを希望する団体は、文化生涯学習課へ問い合わせください。

■子どもを守る3つのポイント

内閣府の調査によると、青少年の93%がインターネットを利用しているそうです。主な利用内容はゲームや動画・音楽視聴、コミュニケーションなどです。子どもたちにとってインターネットが身近になり、SNSなどを使って気軽に情報を発信できるようになった現代。一方で、長時間の利用による生活習慣の乱れやネット依存をはじめ、青少年が犯罪の被害者や加害者となったり、トラブルやいじめに巻き込まれたりするなど、深刻な問題も発生しています。このような危険が潜む子どものインターネット利用に対して、青少年インターネット環境整備法で「保護者の責務」が定められています。ここでは、子どもを守るために保護者ができる3つのポイントを紹介します。



1 適切な利用を促す

インターネットを初めて使うときが肝心。なぜ必要なのか、どう使うのか、使用時間などを話し合みましょう。



2 家庭のルールを子どもと一緒に作る

実社会でもインターネット上でも、やってはいけないことは同じ。人権尊重の視点でルールを考え、守る習慣を身につけさせましょう。



3 フィルタリングを積極的に使う

フィルタリングは危険なサイトへのアクセスを制限する機能です。被害児童の9割はフィルタリングが未設定であったという実態があります。

福岡県青少年健全育成条例の定めがあります

青少年がスマートフォンを購入する場合、販売代理店がフィルタリングを設定するよう県の条例で定められています。購入済の家庭では、改めて設定を確認しましょう。